

「埼玉県農林水産業振興基本計画」に係る県民コメントの結果について

1 募集期間

令和2年10月15日（木）～令和2年11月15日（日）

2 意見の提出者数及び意見件数

42件（5人、3団体）

区 分	人数・団体数	意見数
郵 送	1	2
F A X	3	14
電子メール	4	26
合 計	8	42

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	9
B 既に案で対応済みのもの	10
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	18
D 意見を反映できなかったもの	5
E その他	0
合 計	42

埼玉県農林水産業振興基本計画(案)に対する御意見と県の考え方

《意見の反映》

A: 意見を反映し、案を修正 B: 既に案で対応済み C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする D: 意見を反映できなかった E: その他

NO	御意見の概要	件数	県の考え方	反映状況
第2 埼玉農林水産業・農山村の姿				
1	<p>地産地消に関して、農産物直売所の販売金額は本県農業産出額の15.8%とされているが、残りの84.2%の抱える課題は何か。</p> <p>農家が抱える税金の問題として、固定資産税、相続税の基礎となる地価の算定基準が現実にあっていないのではないか。税制の基準見直しを国に求めるべき。</p>	1	<p>農産物の販路は農産物直売所を含め多岐に渡りますが、販売拡大の課題としては、県産農産物を販売する場の確保や生活様式の変化に対応した販路開拓などが挙げられます。地産地消の促進については、第5の4(2)に沿って取組を進めてまいります。</p> <p>また、税制に係る御意見については、納税猶予制度等の既存制度の活用を図るとともに、国への提言や要望等を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	C
2	<p>GAPを取り上げているが、無農薬・無化学肥料を目指すのであればJAS有機も取り上げるべき。両者が県内でどのように活用されているのか、その普及が遅く問題があるのであれば、その点を整理してほしい。</p>	1	<p>第2の1(4)では、幅広い農業生産に関わるGAPについて記載していますが、有機JASについても、環境に配慮した農業の振興の一環として推進しており、第5の4(1)ア(コ)において、有機JAS認証制度に係る支援について追記しました。</p>	A
3	<p>「農業就業人口・基幹的農業従事者の推移」のグラフ上、H22以降、農業就業人口と基幹的農業従事者数との差が小さくなっているのは、兼業農家の撤退により農業を支える力が弱まっていることを意味しているのではないかと。その様な分析が文中に見られないのが残念。</p> <p>新規就農者と市民団体も今では農業の大事な担い手になってきているが、これについての記述がないのが残念。</p>	1	<p>農業者が減少する中でも、農業の競争力や持続性の確保を図ることが重要と考えており、第2の2(2)において効率的かつ安定的な農業経営の拡大が重要との認識を記載しているところで。</p> <p>こうした認識に基づき、農業を支える力を強化するための施策として、第5の1に、新規就農者、女性、企業、NPO法人等の多様な人材・主体への支援を記載しています。</p> <p>また、市民団体に関しては、第5の7(3)ア(カ)でも、NPO等と連携した都市農業の振興について記載しています。</p>	B
4	<p>統計が平成27年になっているが、直近の国勢調査の結果は反映されないのか。</p> <p>新規就農者に雇用就農者と自営就農者を一緒に含めているが、性格が異なるので、同じに考えるべきでないのではないかと。</p>	1	<p>農家数等については、国勢調査ではなく農林業センサスにより把握しており、直近の確定データが平成27年となります。</p> <p>また、自営農業者と雇用農業者については、ともに担い手として同様に期待されているという意味で、第2の2(2)では一括して数を算出していますが、必要となる支援内容は異なるため、第5の1(2)アの内容に沿って、それぞれのニーズに合った支援を行ってまいります。</p>	C
5	<p>水田整備率が全国平均と比べて10%近く低い理由は何か。</p> <p>水田整備の問題を見沼地区の例でみれば、加田屋川の河川管理道路の未整備、農地の排水不良、虫食いの客土による畑地化がもたらす排水路の遮断・道路の通行不便、道路沿いのメタセコイヤ植樹による給排水路の破壊などの問題がある。</p>	1	<p>本県東部の平坦な水田地帯において、明治後期から昭和中期にかけて10a区画による一定の整備がなされていることから、大区画化への再整備が進みにくいなどの理由が考えられます。</p> <p>農業用排水路や農道、農地等の整備には、様々な手法がありますので、地元関係者や市町村と連携し、地域の実情に応じた農業基盤整備が実施できるよう支援してまいります。</p>	C
6	<p>林業構造に係る記述において、斜面林についての問題意識が読み取れない。斜面林は雨水流出の緩和、水源保持機能、自然生態系の維持等多面的機能を持ち、その保全・維持が大きい課題であるにもかかわらず、宅地化等の危機にさらされている。</p>	1	<p>斜面林の保全・維持については、都市農業の振興に係る施策の一環として整理しており、御意見を踏まえ、第5の7(3)ア(オ)において斜面林に係る施策について追記しました。</p>	A
7	<p>埼玉県の食料自給率が10%であることから、県として自給自足出来るよう、各家庭が農園を持ち、非常時の危機に備えられるようにする。家庭農園の生産物も自給率に算入する。</p>	1	<p>本県のカロリーベースの食料自給率が10%であること背景としては、カロリーが低い野菜や花きの生産が多いことや、人口が多いことが挙げられます。</p> <p>また、都道府県別食料自給率は、地域における参考指標として国が算出方法を定めて試算し公表しており、家庭菜園の生産物を自給率に算入することは困難です。</p>	D
8	<p>過疎地を解消し原野化を止めて鳥獣被害をなくすこと。</p>	1	<p>第5の6(2)に地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援や県境を越えた対策等の鳥獣被害の防止対策を記載しており、これに沿って取り組んでまいります。</p>	B

NO	御意見の概要	件数	県の考え方	反映状況
第3 農林水産業・農山村を巡る時代の潮流				
9	農業の人口減少と高齢化に対して、少しでも長く農業を続けてもらえるような対策は、「商品やサービスの付加価値化」だけでは済まない。所得の面だけで農業を続けているのではない高齢者が多いのではないか。在来種やエコ農業など、信念をもって続けている方達の思いを書き込んでもらえないか。	1	第3の1では、人口減少と高齢化の潮流への対応として、「商品やサービスの高付加価値化」のみならず、担い手の確保等の重要性についても記載しているところです。 こうした考え方を踏まえ、第5の1(3)イにおいて、高齢者の知識や経験、技術を生かした活躍を支援する取組を記載しています。また、第5の4(1)アにおいては、在来種やエコ農業に関する施策を記載しています。	B
10	環境と農林水産業に係るSDGsへの取組に関して、雑木林が伐採されメガソーラーが設置され、酸素供給が激減し、高温の埼玉がさらに高温となるので止めるべき。 遊休農地にソーラーシェアリングをを広げ、農業青年の導入を進める。半農半エネで高収入が得られ、農業振興に資する。	1	再生可能エネルギーに関する御意見については、第5の7の施策等を実施するに当たり参考とさせていただきます。また、農業青年などの担い手については、第5の1の中で、総合的に施策を推進してまいります。	C
11	SDGsを取り上げるなら、国連の「家族農業の10年」についても取り上げるべき。	1	第3の4では、農林水産施策に関わる様々な国際合意がある中、最も社会的影響が広範なSDGsを社会的潮流として取り上げています。SDGsにおいては、家族農業者を含む様々な生産者について、生産性や所得を向上する旨の目標が位置付けられています。こうした趣旨を明確化するため、第3の4で「生産性や所得の向上」について追記しました。	A
12	SDGsに関連して「自然資本を基盤とし」、「有機農業や…環境に配慮した取り組み」を謳っていることは評価できるが、農業では特にネオニコチノイド系農薬のミツバチに対する加害や、農業で多用されているプラスチック類が地球環境を汚染していることに対する具体的で明確な問題意識を記述してほしい。	1	農薬の適正使用については、第5の4(3)ア(コ)bに記載しています。農業用プラスチックの適正処理については、第5の4(1)ア(コ)bに記載しております。これら計画に位置付けた施策の中で、御意見の内容も踏まえ、取組を進めてまいります。	B
13	日本の食物自給率は37%。さらに、新型コロナの感染拡大で世界の国々の経済もひっ迫しており、農産物の生産への影響や輸出規制の発動が心配。高級な農産物の輸出との方向もあるが、それより国内の自給率を上げるべき。高価な作物を作って輸出し、安い農産物を輸入するのは、「食料の安定供給」はできない。	1	食料の安定供給を図るため、本県の農業生産基盤強化に取り組むとともに、地産地消等を通じて、身近で生産される農産物の消費拡大に取り組んでまいります。	C
第4 本計画が目指す将来像				
14	第4の1(1)において、文章が「…しています。」で終わっている。将来像を描くのが目的なので文章が現在形で終わっているのはおかしい。キレイごとをサラッと書いて終わっているのが残念。	1	第4では、本計画が将来において目指す状態を記載する趣旨で、現在形を用いています。また、農林水産業・農山村に係る将来像を幅広い施策分野について書き表す上で、各項目については端的な表現を用いています。将来像を実現するためのより具体的な方向性については、第5の各施策分野に記載しているところです。	D
第5 取組の展開方向				
15	規模拡大農家への施設や機械購入の支援が足りない。	1	農業経営体の規模拡大に必要な施設、機械等の導入については、第5の1(1)アにおいて記載しています。これら計画に位置付けた施策の中で、御意見の内容も踏まえ、必要な支援が行き届くよう取組を進めてまいります。	B
16	新規就農者に対する支援を、より具体的で持続的なものにしてほしい。	1	新規就農者への支援については、進捗状況の確認・評価を適切に実施し、効果的な取組を持続的に実施できるよう取り組みます。	C
17	「男女共同参画基本計画」には、農業委員会への女性の登用とともに、『家族経営協定』について書かれているので、これを入れてほしい。	1	御意見を踏まえ、第5の1(3)ア(オ)に追記しました。	A
18	家族農業を支えるためには、県の職員や農協の職員の力が必要。県の農業に関わる職員の増加を要求したい。	1	本計画を推進するに当たっては、農協等と連携し、家族農業を含め多様な担い手を支援する取組を進めてまいります。また、農林水産施策の遂行に必要な職員体制の確保を図ってまいります。	C

NO	御意見の概要	件数	県の考え方	反映状況
19	国連の「家族農業の10年」について、世界の多くの国や日本の各地で運動が始まっていることを踏まえ、計画案において、家族農業を農業・地域の担い手としてもっと積極的に位置付けて評価し、保護政策を具体化すべき。「家族農業の10年」の取組に、埼玉県としても積極的に参加すべき。	3	本県において、家族経営は農業経営体の大部分を占めており、農業生産や地域社会の維持に重要な役割を果たしています。第5の1(3)エは、そのような家族経営の役割を積極的に位置付けたものです。家族経営は農業施策の重要な対象となっており、本計画に基づく施策を遂行することを通じて、家族農業の機能の維持に資する取組を行ってまいります。	B
20	規模拡大、競争力、効率化が強調されているが、農村での高齢化、65歳以上の就業割合が66.5%を占めている実情から、兼業農家、中・小農業の果たす役割をもっと強調し、その人々を励ます政策を具体化して欲しい。中小農家を励ます政策を具体化することは、規模拡大農家を守る事につながる。	1	農業は、大規模な経営体だけでなく、中小規模の経営を含む多様な形態の農業者によって支えられていることを踏まえ、第5の1(3)エにおいて、中小・家族経営に関する支援策を明記しています。	B
21	農地転用許可権限の移譲を希望する市町村に対する取組として、説明会を実施するだけでよいのか。単に「説明会」で終わらせるのか、希望に沿うよう「調整」していくのか、実現に向けて「支援」していくのか、県としてのスタンスが見えない。	1	御意見を踏まえ、市町村の要望に合わせて支援することを第5の2(1)ア(エ)に追記しました。	A
22	米食からパン食へと食生活が変わってきており、パンに適した小麦の国内生産を増やすことが必要。本県で小麦の品種育成や生産にもっと力を入れるべき。	3	小麦の品種について、本県では、国などの育成品種の本県における適性を調査し、現場導入を進めています。 本県で栽培する小麦の品種は、主に、うどん向けですが、近年、一部地域では、パン用の小麦の栽培も始まっています。今後、実需者ニーズに対応した品種への誘導を促進していく中で、パン用小麦の栽培に関する支援にも取り組んでまいります。	C
23	地域特産物の振興に関して、クワイやぼうふう、木の芽など、農林統計にはないが、全国に誇る埼玉の伝統ある作物についても記述することにより、ごく限られた地域ではあるが都市化の中で生産に励んでいる生産者の意欲が向上し、埼玉農業の特色が明確になってくるものと思われる。	1	クワイやぼうふう、木の芽等については、「野菜」として分類しており、第5の4(1)ア(エ)において、一般的に「特徴ある品種や品目の導入を支援」することを記載しています。また、地域的な特色のある品目に係る施策については、その内容に応じて、各農林振興センターで策定する地域計画での記載を検討してまいります。	C
24	畜産の振興に関して、「取組の内容」が家畜の生産に直接係わる内容のみに限定され記述されている感がする。産地間競争が激化する中で、畜産経営においても「ブランド化」や「付加価値向上」、「消費者ニーズへの対応」等の取組が一層重要となるので、これらキーワードを織り込んだ取組を記述できないか。	1	御意見を踏まえ、第5の4(1)ア(ケ)にブランド化等の記述を追記しました。	A
25	「地域団体商標等の知的財産の活用」については、「地理的表示(GI)の保護制度等の活用」をも含めての取組と理解するが、本県においてもブランド農畜産物が多数作出されているので、登録に向けた取組を期待したい。	1	原案の「地域団体商標等」には「地理的表示保護制度」も含まれていましたが、御意見を踏まえ、第5の4(1)ア(オ)elに「地理的表示(GI)」を明記し、この内容に沿って取組を進めてまいります。	A
26	「消費者の信頼確保」に関して、安全安心な農産物を供給することは消費者の願いであり、特別栽培や有機栽培への支援をお願いする。	1	第5の4(1)ア(コ)において、環境に配慮した農業の振興施策として、特別栽培農産物や有機農業に関する支援策について記載しており、この内容に沿って取組を進めてまいります。	B
27	今年、生産者米価が暴落している。本来は国が責任を持つべきだが、不十分でも県独自の価格保障制度を創設できないか研究してほしい。	1	米の価格低下に関しては、農業共済等の水田農業経営におけるセーフティネットへの加入促進や国の経営所得安定対策等に関する情報発信など、生産者の経営安定に向けた取組を第5の4(1)ア(ア)に位置付けています。こうした取組を着実に実施してまいります。	D
28	日本学術会議の提言『感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について』に基づき、県に「人と動物の健康・感染症予防と制御を目指した」常置組織の創設を求める。	1	御意見として拝聴します。 伝染性疾病を含め農林水産業に関するリスクへの対応については、県民の皆様をはじめ、関係機関・団体等と幅広く連携・協力して取り組んでまいります。	D
29	地域にある資源を活用した再生可能エネルギーの取組を抜本的に強化、拡大し、県をあげた取組としていくことを期待したい。「農山村バイオマスの利活用の促進」に関して、これを再生可能エネルギーの拡大という面からも位置付けるべき。 「営農型太陽光発電施設」について、「適切に事業が行われるよう農地法に基づき指導」としているが、ネガティブに位置付けるのではなく、再生可能エネルギーの拡大と農村振興を合わせて進める取組として積極的に支援することを期待する。	1	御意見を踏まえ、第5の7(1)イ(イ)において、バイオマスの再生可能エネルギーとしての利活用について明記しました。この内容に沿って、農山村バイオマスの利活用の促進を図ってまいります。 営農型太陽光発電については、御意見を踏まえ、農業者の所得向上等を図る上で有効な取組となる趣旨がより伝わるよう、第5の2(1)ア(ウ)の内容を修正しました。	A

NO	御意見の概要	件数	県の考え方	反映状況
30	見沼田圃・都市農業を守るため責任部局を一本化し(農林部が適任だと思ふが)、財源の裏付けを含め思い切った総合振興策を立てること。見沼田圃は日本の宝である。そのためには農家が生活できる政策が必要。	1	県では、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針を定め、その保全、活用等に努めています。推進に当たっては、企画財政部を中心に農林部を含めた関係部局が連携し、取り組んでいます。	D
第6 計画の推進に当たって				
31	計画の実現に向けては、「土地(農地)」と「人(農家や指導者)」、「物(財政支援)」の確保が重要と考える。県勢が発展する中で、農林水産業の地位が相対的に低下していくことはやむを得ないものと考え、最低限確保すべき「土地(農振農用地)」、「人(農家や指導者)」、「物(財政)」はどうあるべきか。 計画の実現に向けて、特に県の役割は大変大きいので、本計画の策定を機に、その意気込みを広く県民に理解していただくことにより、その実現に向け一層の努力をお願いしたい。	1	本計画を推進する上で、優良農地の確保や多様な担い手の確保・育成を図るとともに、施策推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。また、県の役割の重要性を踏まえ、県民や関係団体と連携・協力して本計画の将来像の実現に取り組めます。	C
32	第5章は県の役割から始まっているが、国の役割があつて当然ではないか。県のみではできない問題点を整理し、国に対する要望としてまとめ、どのように国に働き掛けていくかを明記してほしい。	1	本計画の根拠となる埼玉県農林水産業振興条例においても、第4条に、国との連携協力に係る規定が設けられています。このため、必要な施策について国への働きかけを行うことを含む内容として当該規定を引用し、第6の1(1)に追記しました。	A
33	県の役割に関して、道路整備で観光的効果を意識したと思われる街路樹メタセコイヤの根が農地に入り込み農作業が困難になっている。道路行政・観光行政が農業に配慮することなく進められた結果と考えられる。縦割り行政からの脱却が求められる。	1	施策の実施に当たっては、関係部門との連携を図ってまいります。	C
34	地域農業の発展のための基礎として、その地域の農業者が望んでいることの正確な把握と、それを実現するための枠組みが必要であり、市町村、農業団体、そして何よりも農業者の知恵を活かしやる気を活かす施策が必要である。そのための基盤づくりが農政に求められている。	1	本計画の策定に当たっては、県民コメントのほか、県内の農業者や各市町村、JA等県内農林水産業団体などの御意見を伺いながら検討を進めてきました。このような関係性を生かし、策定後においても、農林漁業者、市町村、関係団体等と連携協力を図りながら施策を推進してまいります。	C
35	全ての県民の意見を聞き、基本計画が出されることが、コロナ禍を克服し県民生活の未来を開くと確信する。	1	本計画の策定に当たっては、県民コメントのほか、県内の農業者や各市町村、JA等県内農林水産業団体との意見交換などを通じて、幅広い御意見を伺いました。策定後においても、本計画の内容の周知を図ってまいります。	C
全般について				
36	埼玉県では、県南農業、見沼田圃等いわゆる都市農業や県北の農業その他多様化した農業がそれぞれ発展をし、また、困難に直面している。これら多様な農業に対するそれぞれの特徴を生かした農業政策を具体化し、それぞれの保護政策を明確にしてほしい。	1	本計画の構成では、県全体の課題を整理し、課題に対する取組を記載していますが、この計画を基に策定する地域計画において、各地の農業の特色に合わせた取組を記載することとしています。	C
37	埼玉県農林水産業振興条例の4項目の基本理念に基づいて取り組んできたこととあるが、その取組の成果はどのようなものであったか。取組の成果と残された問題点を整理した章を設けてほしい。	1	令和2年度までを計画期間とする「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」については、数値目標として設定した指標の達成状況等を定期的に確認し、成果と課題を整理するとともに、埼玉県農林水産業振興条例に基づき、毎年度、県議会に報告を行ってきました。こうした検証を踏まえ、本計画においても、第2を中心として、これまでの取組の成果状況や課題を織り込んで記載しているところです。	C
38	秩父地方の農業振興は、秩父農林振興センターが改組されてから大きく前進した。さらに林業、こんにゃく、お茶、キュウリ、イチゴ、ブドウ、大麦、菌茸生産、農産物加工の振興に頑張してほしい。	1	今後も市町村や関係団体等と連携し、秩父地域の特色を活かした農業振興に取り組んでまいります。	C